

## 令和2年度 被扶養者資格確認調査（検認）の提出書類について

厚生労働省より被扶養者の認定基準として年間収入及び被保険者と同一世帯であることを公的書類で確認するように通達されました。（施行開始日:平成30年10月1日）

また、健康保険法第3条第7項の一部が改正され、被扶養者の認定要件に原則「日本国内に住所を有するもの」であることが追加されました。（施行開始日:令和2年4月1日）

これにより、当組合におきまして資格確認調査（検認）の際にご提出いただく書類が変更となっております。

資格確認調査（検認）に際しては、資格確認調書に記載されている「資格確認調査添付書類フローチャート」を被扶養者一人ひとりについて実施し、必須となっている書類のご提出をお願いいたします。

参考：

- 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発0829第2号）  
「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」
- 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1113第1号）  
「被扶養者の国内居住要件等について」
- 健康保険法第3条第7項  
「被扶養者とは、日本国内住所を有するもの又は日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」